

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書NO.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務（支）局長
【氏名又は名称】	メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 小林いずみ
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
【報告義務発生日】	平成18年 4月12日
【提出日】	平成18年 4月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社塩見ホールディングス
会社コード	2414
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪証券取引所
本店所在地	〒732-0056 広島県広島市東区上大須賀町10-16

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	メリルリンチ日本証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成10年2月26日
代表者氏名	小林いずみ
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	オフィス・オブ・ジェネラルカウンセル 宇藤 康浩
電話番号	03-6225-8497

(2)【保有目的】

証券業務による保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	23,800		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B 4,350,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 4,373,800	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,373,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 4,350,000		

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年4月12日現在)	S 16,876,701
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	20.61 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	21.78 %

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年3月20日	新株予約権	5,000,000	取得	第三者割当 (株数換算)
平成18年3月22日	普通株券	100,000	取得	新株予約権行使
平成18年3月22日	普通株券	55,000	処分	
平成18年3月23日	普通株券	33,100	処分	
平成18年3月24日	普通株券	11,900	処分	
平成18年3月30日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年3月30日	普通株券	32,000	処分	
平成18年3月31日	普通株券	18,000	処分	
平成18年4月4日	普通株券	150,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月4日	普通株券	150,000	処分	
平成18年4月5日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月5日	普通株券	50,000	処分	
平成18年4月6日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月6日	普通株券	50,000	処分	
平成18年4月7日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月7日	普通株券	50,000	処分	
平成18年4月10日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月10日	普通株券	42,000	処分	
平成18年4月11日	普通株券	100,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月11日	普通株券	79,800	処分	
平成18年4月12日	普通株券	50,000	取得	新株予約権行使
平成18年4月12日	普通株券	54,400	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、第三者割当てを受けた発行会社の第1回新株予約権1,000個について、原則として任意に本新株予約権を行使することも可能なところ、発行会社との間で、いわゆるエクイティコミットメントライン契約を締結しております。つまり、発行会社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定でき、提出者は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することを約しています。但し、発行会社が1度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を開けなければなりません。また、発行会社に未公表のインサイダー情報等がある場合等の一定の場合には、発行会社はかかる指定を行うことはできません。逆に、発行会社からは、その裁量により、行使請求期間終了の一ヶ月前までの期間において、行使することができない期間を指定されることがあり、この場合には提出者は本新株予約権の行使ができません。また、発行会社は、その裁量により、当該指定を解除することもできます。なお、提出者は株価が一定の条件よりも下回った場合には、発行会社に対して本新株予約権の消却を請求することができ、当該請求があった場合には、発行会社は本新株予約権を消却します。

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	27,487
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	27,487

【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	該当事項なし					
2						
3						

【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地
	該当事項なし		